

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

E-mail [info@e3-partners.com](mailto:info@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

- ・ 三原コラム (三原)
- ・ 新入社員紹介 (品川)
- ・ 人事と労務の情報 (深津)
- ・ 税源移譲と住宅ローン控除 (柏田)

今月号のテーマ

**三原コラム (電子申告)** (三原)



電子申告という言葉が聞かれたことがありますか？インターネットを通じて税務署への申告を行うことで、納税もそのまま済ませてしまうことも可能です。楽チンのように思いますが、認証番号を入手したりソフトの設定をしたり、結構大変です。そのために若干ですがコストもかかります。僕の立場からしても、紙でアウトプットしてチェックするとか最終的には紙で控えを残すということをせねばならないので、結局電子申告は何のメリットもありません。では誰のために電子申告が生まれたかということ、そうです、税務当局側の合理化・効率化のためです。ですから我々のところにも茨木税務署の総務課から「先生とこでも電子申告推進して頂戴ね。税務行政に是非ご協力を。」と電話がかかってきます。「しゃーないなー、でもメリット何もないで。お客さんもうちも面倒なだけやで。でもしゃーないなー。」と訳のわからない答えでお茶を濁しています。

一方で、世間では電子申告を積極的に勧めている会計事務所があります。なぜかという、今税理士が電子申告の普及に貢献しなければ、将来電子申告代行業が一般に門戸開放されて税理士の仕事がとられてしまう！という危機感からです。税理士の職域を守るために頑張ることは、それはそれで素晴らしいと思います。でも何か100%は賛同しかねる気分です。お客様が社会貢献したいというならそれを実現せねばなりません、有無を言わず面倒な電子申告に付き合わせてよいのでしょうか・・・。

我々税理士法人E3Pでも、お客さまがご希望ならばもちろん電子申告可能です。そのための準備は整っていますし、自らの申告を電子申告で行ってみましたから。ただ、お客さまにも我々にもメリットが無い現状ですからお勧めはしていません。もし社会貢献にご協力頂けるのならば、我々もお付き合い致しますのでご遠慮なくおっしゃって下さい。大きなメリットが出てくるような制度になれば、あらためてご案内させていただきます。

**新入社員紹介** (品川)

皆様はじめまして。1月9日に入社しました品川充洋と申します。前職ではみずず監査法人(旧中央青山監査法人)の大阪事務所に4年間勤務しておりました。一応、公認会計士の資格を保有しておりますが、経験的にも人間的にも知識的にも未熟な面が多々ありますので、皆様のご指導を頂けたらと思っています。

さて、いきなりお堅い話になってしまいますが、「コンプライアンス」という言葉をお聞きになったことがあると思います。コンプライアンスは、Compliance と綴ります。Comply with~で「~を遵守する」という意味になります。直訳すると「遵守すること」となってしまう、「うーん、なんのこと？」という感じになってしまいます。ということで、日本語に訳される場合には「法令遵守」など、法令という言葉織り交ぜることが多いです。なぜここ最近になって言われだしたのか？多分、欧米型の企業統治の受け売りなんだろうね。かつての日本であれば、「常識=法令」という構図が成り立っていましたが、現在ではそれも難しくなってきました。そのため、この考え方を欧米から輸入したのでしょう。このコンプライアンス、経済活動を行うためには非常に重要です。ここ最近でも、不二家がコンプライアンスの問題で良くない話題を提供してしまいました。コンプライアンスを放棄することは、非常に高い経営上のリスクであるとの認識をお持ちになってはいかがでしょうか？

## 平成 19 年の労働事情について

### 「労働契約法制」

今話題の、ホワイトカラーエグゼンプション（労時間規制撤廃）については、見送られることにどうやらなりました。見送られなかったとしても、この対象となる労働者は、年収 900 万円以上ということでしたから、中小企業にとっては無意味なものであったでしょう。

### 「雇用保険法」

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめ、労働政策審議会に諮問しました。その内容で主な点は、下記のとおりです。

◆短時間被保険者（週 20 時間以上 30 時間未満）と一般被保険者（週 30 時間以上）と区分されていますが、これが一本化されます。

◆一本化に伴い、受給資格要件は現在、一般被保険者は 6 ヶ月で月 14 日以上、短時間被保険者は 12 月で月 11 日以上勤務していることが失業給付をもらうための要件となっています。これが、解雇・倒産等による離職による特定受給資格者については、6 ヶ月で月 11 日以上に、自己都合離職者や期間満了者などについては一般・短時間の区別なく 12 月・月 11 日以上となります。

◆教育訓練給付について、教育訓練に要した費用の 2 割で上限が 10 万円ということになりそうです。また、今までは雇用保険の被保険者期間が 3 年以上というのが要件でしたがこれが 1 年になる予定です。

◆育児休業給付については、その給付率を 50%（職場復帰給付金を含む）に上げることが検討されています。

◆雇用保険料率について、平成 19 年 4 月より現行の 1.6%が 1.2%に、雇用安定事業の 0.35%が 0.3%に引き下げられ、合計が 1.95%から 1.5%に引き下げられます。

## 税源移譲と住宅ローン控除（柏田）

「今年の 1 月から天引きの源泉所得税は減ったが、6 月から住民税が増える」

最近ホットなこのお話は、いわゆる国から地方への税源移譲の影響です。所得税率が下がって住民税率が上がって、所得控除の差異を調整することで、結論負担に変化はないという論点は間違っていない。ただ同時に定率減税の完全廃止やご年配の方に関する住民税非課税措置段階廃止が実施されますので、やっぱり全体の税負担は増えてしまいます。

あまり話題に出ない論点ですが、実は住宅ローン控除については調整措置が実施されます。

住宅ローン控除は所得税だけの税額控除制度で住民税を減らす効果はありません。

したがって、例えば、昨年まで控除をまるまる使って所得税を減らせていた方が、税源移譲で減った所得税からは引ききれなくなる現象も起き得ると言えるでしょう。

そこで、平成 19 年以降で住宅ローン控除を適用する場合（平成 18 年末までに居住している方に限ります）に、税源移譲前後で控除しきれなくなった部分については、翌年分の住民税から減額できるということになりました。

ただ注意すべき点としては、この調整を受ける方は「減額申請書」なるものを提出しなければならないことです。

まだ様式等が決まっていないのですが、イメージとしては個人事業主の方であれば、平成 20 年 3 月期限の確定申告書の提出といっしょに税務署に申請書も提出、サラリーマンのように確定申告をしない方の場合には、平成 20 年 1 月末までに会社あるいはご自身がお住まいの市区町村役所に申請する、という流れになる見込みです。

「もし提出を忘れてしまったら、翌々年の住民税から引いてもらえるのかどうか」「会社の総務経理としてはどういう手続きが必要か」などまだまだ未決定部分が多いので、引き続き確認し情報提供致します。